

重要事項説明書〔北海道エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

- 契約の成立および契約期間・更新について

・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。

・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。

・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。
- 申し込み方法

・申込書、またはインターネットよりお申込みいただけます。
- 需給開始年月日

・需給開始年月日は2017年7月1日以降の標準処理期間(切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間)満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。
- 電気料金

・契約電流10A～60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、若しくはこれらの組合せが50kW未満のお客さまを対象とします。

・周波数: いずれも50Hz

* 記号の説明

A : アンペア

V : ボルト

kVA : キロボルトアンペア

kW : キロワット

kWh : キロワット時

Hz : ヘルツ

〔従量電灯B〕

基本料金 単 価	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
	10A	418円00銭	40A	1,672円00銭
	15A	627円00銭	50A	2,090円00銭
	20A	836円00銭	60A	2,508円00銭
	30A	1,254円00銭		
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	35円69銭
	第2段階	120kWhを超え280kWhまで	1kWh	37円28銭
	第3段階	280kWh超過分	1kWh	40円25銭

〔従量電灯C〕

基本料金 単 価	1kVAあたり			418円00銭
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	35円69銭
	第2段階	120kWhを超え280kWhまで	1kWh	37円28銭
	第3段階	280kWh超過分	1kWh	40円25銭

〔とくとくナイトプラン〕

基本料金 単価	6kVAまで			3,036円00銭
	7kVA、8kVAまで			3,564円00銭
	9kVA、10kVAまで			4,092円00銭
	上記をこえる1kVAあたり			558円80銭
電力量 料金単価	デイ	平日午後1時～午後6時	1kWh	49円49銭
	ホーム	午前8時～午後10時	1kWh	42円31銭
	ナイト	午後10時～翌午前8時	1kWh	26円74銭

〔低圧電力〕

基本料金	1kWあたり	1,342円41銭
電力量	1kWhあたり	28円95銭

〔EVスマートプラン〕

基本料金 単 価	1kVAあたり 又は 10Aあたり			575円40銭
電力量 料金単価	デイ①	午前9時～午前11時	1kWh	35円34銭
	充電タイム	午前11時～午後1時	1kWh	17円84銭
	デイ②	午後1時～午後3時	1kWh	35円34銭
	ベース①	午後3時～午後4時	1kWh	39円04銭
	ピーク	午後4時～午後9時	1kWh	42円02銭
	ベース②	午後9時～翌午前9時	1kWh	39円04銭

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

重要事項説明書〔北海道エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

〔まるまる再エネ〕(メニューH)

基本料金 単価	1kVAあたり 又は 10Aあたり			418円00銭
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	37円12銭
	第2段階	120kWhを超え280kWhまで	1kWh	38円71銭
	第3段階	280kWh超過分	1kWh	41円68銭

〔まるまる脱炭素〕(メニューF)

基本料金 単価	1kVAあたり 又は 10Aあたり			418円00銭
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	36円79銭
	第2段階	120kWhを超え280kWhまで	1kWh	38円38銭
	第3段階	280kWh超過分	1kWh	41円35銭

〔まるまる再エネ低圧電力〕(メニューH)

基本料金 単価	1kWあたり	1,342円41銭
電力量 料金単価	1kWhあたり	30円38銭

〔まるまる脱炭素低圧電力〕(メニューF)

基本料金 単価	1kWあたり	1,342円41銭
電力量 料金単価	1kWhあたり	30円05銭

※〔EVグリーンプラン〕〔まるまる再エネ〕〔まるまる脱炭素〕は非化石証書を用いた環境配慮型電力メニューとなります。
二酸化炭素排出係数は、当社HPまたは環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 電気事業者別排出係数一覧」をご参照下さい。

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等

- ・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
- ・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 違約金

- ・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法

- ・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。
- ・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。
- ・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。

■ 料金の支払い方法

- ・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
- ・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力

送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
- ・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
- ・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
- ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること

■ 契約の変更・解約

- ・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
- ・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
- ・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
- ・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 当社からの申し出による解約

当社は、以下の場合本契約を解約します。

- ・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
- ・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
- ・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
- ・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合

■ 電気の使用方法

- ・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

■ 信用情報共有

- ・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

重要事項説明書〔北海道エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 現契約の解約に伴う不利益事項

- ・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
- また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 電子交付

- ・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
- ・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。

■ 電気料金の改定について

- ・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。

■ 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について

- ・当社がお客様に供給する電気は、一般送配電事業者の配電線を使用した「託送供給等」によります。各一般送配電事業者の定める「託送供給等約款」は、各社のホームページよりご覧になれます。
(検索される場合は、各社のホームページの「個人のお客さま」で、「託送供給等約款」で検索してください。)

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。
なお、受付時間等を十分ご確認くださいませようお願いいたします。

【小売電気事業者】
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社(登録番号A0016)
【取次事業者】
株式会社ミツウロコヴェッセル
【ミツウロコでんきコールセンター】
TEL:0800-300-0326
受付時間:9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)
<https://mitsuurokodengi.jp/>

代理店(媒介者)

重要事項説明書〔東北エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

- 契約の成立および契約期間・更新について

・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。

・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。

・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。
- 申し込み方法

・申込書、またはインターネットよりお申込みいただけます。
- 需給開始年月日

・需給開始年月日は2016年4月1日以降の標準処理期間(切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間)満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。
- 電気料金

・契約電流10A～60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、若しくはこれらの組合せが50kW未満のお客さまを対象とします。

・周波数: いずれも50Hz

* 記号の説明
A : アンペア
V : ボルト
kVA : キロボルトアンペア
kW : キロワット
kWh : キロワット時
Hz : ヘルツ

〔従量電灯B・C〕

基本料金 単 価	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)	
	10A	369円60銭	40A	1,478円40銭	
	15A	554円40銭	50A	1,848円00銭	
	20A	739円20銭	60A	2,217円60銭	
	30A	1,108円80銭			
	1kVAあたり		369円60銭		
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで		1kWh	31円65銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで		1kWh	34円26銭
	第3段階	300kWh超過分		1kWh	37円84銭

〔シングル応援プラン 従量電灯B・C〕

基本料金 単 価	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
	10A	369円60銭	40A	1,478円40銭
	15A	554円40銭	50A	1,848円00銭
	20A	739円20銭	60A	2,217円60銭
	30A	1,108円80銭		
電力量 料金単価	1kVAあたり		369円60銭	
	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	29円62銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	35円99銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	38円76銭

〔割とく〕

基本料金 単 価	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
	10A	369円60銭	40A	1,478円40銭
	15A	554円40銭	50A	1,848円00銭
	20A	739円20銭	60A	2,217円60銭
	30A	1,108円80銭		
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	31円65銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	34円26銭
	第3段階	300kWhを超え400kWhまで	1kWh	34円77銭
	第4段階	400kWh超過分	1kWh	39円05銭

〔とくとくナイトプラン〕

基本料金 単 価	最初の6kVAまで		1,667円60銭		
	7～10kVAまで		2,376円00銭		
	上記を超える1kVAあたり		369円60銭		
電力量 料金単価	デイ	午前8時～午後10時	最初の80kWhまで	1kWh	32円07銭
			81～200kWhまで	1kWh	40円56銭
	ナイト	午後10時～翌午前8時	200kWh超過分	1kWh	45円51銭
		上記以外	1kWhあたり	1kWh	27円95銭

※とくとくナイトプランは2023年6月30日以降新規加入を停止しました。
ただし、2023年6月30日時点で、当該ご契約メニューにご加入いただいているお客様につきましては、
2023年7月1日以降も引き続き適用いたします。

〔低圧電力〕

基本料金 単 価	1kWあたり	1,235円85銭		
電力量 料金単価	夏 季	1kWh	27円09銭	
	その他季	1kWh	25円64銭	

〔とくとくナイトプラン2〕

基本料金 単 価	最初の10kVAまで		4,356円00銭	
	上記を超える1kVAあたり		435円60銭	
電力量 料金単価	デイ	平日 午前8時～午後10時	1kWh	35円75銭
	平日ナイト ・ホリデー	上記以外	1kWh	29円86銭

〔EVスマトクプラン〕

基本料金 単 価	1kVAあたり 又は 10Aあたり			530円00銭
電力量 料金単価	デイ①	午前9時～午前11時	1kWh	27円31銭
	充電タイム	午前11時～午後1時	1kWh	13円61銭
	デイ②	午後1時～午後3時	1kWh	27円31銭
	ベース①	午後3時～午後4時	1kWh	34円86銭
	ピーク	午後4時～午後9時	1kWh	38円25銭
	ベース②	午後9時～翌午前9時	1kWh	34円86銭

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

重要事項説明書〔東北エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

〔まるまる再エネ〕(メニューH)

基本料金 単価	1kVAあたり 又は 10Aあたり			369円60銭
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	33円08銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	35円69銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	39円27銭

〔まるまる脱炭素〕(メニューF)

基本料金 単価	1kVAあたり 又は 10Aあたり			369円60銭
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	32円75銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	35円36銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	38円94銭

〔まるまる再エネ低圧電力〕(メニューH)

基本料金 単 価	1kWあたり		1,235円85銭
電力量 料金単価	夏 季	1kWh	28円52銭
	その他季	1kWh	27円07銭

〔まるまる脱炭素低圧電力〕(メニューF)

基本料金 単 価	1kWあたり		1,235円85銭
電力量 料金単価	夏 季	1kWh	28円19銭
	その他季	1kWh	26円74銭

※（EVグリーンプラン）〔まるまる再エネ〕〔まるまる脱炭素〕は非化石証書を用いた環境配慮型電力メニューとなります。
二酸化炭素排出係数は、当社HPまたは環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 電気事業者別排出係数一覧」をご参照下さい。

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等

- ・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
- ・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 違約金

- ・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法

- ・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。
- ・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。
- ・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。

■ 料金の支払い方法

- ・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
- ・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力

送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
- ・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
- ・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
- ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること

■ 契約の変更・解約

- ・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
- ・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
- ・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
- ・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 当社からの申し出による解約

当社は、以下の場合本契約を解約します。

- ・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
- ・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
- ・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
- ・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合

■ 電気の使用方法

- ・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

■ 信用情報共有

- ・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

重要事項説明書〔東北エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 現契約の解約に伴う不利益事項

- ・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
- また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 電子交付

- ・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
- ・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。

■ 電気料金の改定について

- ・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。

■ 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について

- ・当社がお客様に供給する電気は、一般送配電事業者の配電線を使用した「託送供給等」によります。各一般送配電事業者の定める「託送供給等約款」は、各社のホームページよりご覧になれます。
- （検索される場合は、各社のホームページの「個人のお客さま」で、「託送供給等約款」で検索してください。）

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。
なお、受付時間等を十分ご確認くださいませようお願いいたします。

【小売電気事業者】

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社（登録番号A0016）

【取次事業者】

株式会社ミツウロコヴェッセル

【ミツウロコでんきコールセンター】

TEL:0800-300-0326

受付時間:9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除く）

<https://mitsuurokodenki.jp/>

代理店(媒介者)

重要事項説明書〔関東エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

- 契約の成立および契約期間・更新について

・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。

・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。

・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。
- 申し込み方法

・申込書、またはインターネットよりお申込みいただけます。
- 需給開始年月日

・需給開始年月日は2016年4月1日以降の標準処理期間(切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間)満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。
- 電気料金

・契約電流10A～60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、若しくはこれらの組合せが50kW未満のお客さまを対象とします。

・周波数：いずれも50Hz

* 記号の説明
A：アンペア
V：ボルト
kVA：キロボルトアンペア
kW：キロワット
kWh：キロワット時
Hz：ヘルツ

〔従量電灯B・C〕

基本料金 単 価	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
	10A	311円75銭	40A	1,247円00銭
	15A	467円63銭	50A	1,558円75銭
	20A	623円50銭	60A	1,870円50銭
	30A	935円25銭		
1kVAあたり			311円75銭	
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	31円91銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	33円13銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	35円79銭

〔とくとくナイトプラン〕

基本料金 単 価	1kVA/10A あたり		311円75銭	
電力量 料金単価	デイ	午前6時～翌午前1時	1kWh	34円68銭
	ナイト	午前1時～午前6時	1kWh	27円86銭

〔とくとくナイトプラン8〕

基本料金 単 価	1kVA/10A あたり		255円69銭	
電力量 料金単価	デイ	午前7時～午後11時	1kWh	41円32銭
	ナイト	午後11時～翌午前7時	1kWh	31円64銭

〔とくとくナイトプラン12〕

基本料金 単 価	1kVA/10A あたり		255円69銭	
電力量 料金単価	デイ	午前9時～午後9時	1kWh	42円83銭
	ナイト	午後9時～翌午前9時	1kWh	33円33銭

〔EVスマトクプラン〕

基本料金	1kVAあたり 又は 10Aあたり		496円51銭	
電力量 料金単価	デイ①	午前9時～午前11時	1kWh	26円02銭
	充電タイム	午前11時～午後1時	1kWh	12円91銭
	デイ②	午後1時～午後3時	1kWh	26円02銭
	ベース①	午後3時～午後4時	1kWh	33円67銭
	ピーク	午後4時～午後9時	1kWh	36円08銭
	ベース②	午後9時～翌午前9時	1kWh	33円67銭

〔シングル応援プラン 従量電灯B・C〕

基本料金 単 価	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
	10A	311円75銭	40A	1,247円00銭
	15A	467円63銭	50A	1,558円75銭
	20A	623円50銭	60A	1,870円50銭
	30A	935円25銭		
1kVAあたり			311円75銭	
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	29円80銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	36円16銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	39円03銭

〔動力プラン〕

基本料金 単 価	1kWあたり		1,064円39銭	
電力量 料金単価	夏季	1段階(契約電力×110kwhまで)	1kWh	27円12銭
		2段階(契約電力×110kwhを超えたもの)	1kWh	28円69銭
	その他季	1段階(契約電力×110kwhまで)	1kWh	25円56銭
		2段階(契約電力×110kwhを超えたもの)	1kWh	28円57銭

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

重要事項説明書〔関東エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

〔まるまる再エネ〕(メニューH)

基本料金 単価	1kVAあたり 又は 10Aあたり			311円75銭
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	33円34銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	34円56銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	37円22銭

〔まるまる脱炭素〕(メニューF)

基本料金 単価	1kVAあたり 又は 10Aあたり			311円75銭
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	33円01銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	34円23銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	36円89銭

〔まるまる再エネ低圧電力〕(メニューH)

基本料金 単 価	1kWあたり		1,098円05銭
電力量 料金単価	夏 季	1kWh	28円57銭
	その他季	1kWh	27円00銭

〔まるまる脱炭素低圧電力〕(メニューF)

基本料金 単 価	1kWあたり		1,098円05銭
電力量 料金単価	夏 季	1kWh	28円24銭
	その他季	1kWh	26円67銭

※〔EVグリーンプラン〕〔まるまる再エネ〕〔まるまる脱炭素〕は非化石証書を用いた環境配慮型電力メニューとなります。
二酸化炭素排出係数は、当社HPまたは環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 電気事業者別排出係数一覧」をご参照下さい。

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等

- ・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
- ・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 違約金

- ・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法

- ・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。
- ・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。
- ・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。

■ 料金の支払い方法

- ・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
- ・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力

送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
- ・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
- ・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
- ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること

■ 契約の変更・解約

- ・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
- ・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
- ・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
- ・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 当社からの申し出による解約

当社は、以下の場合本契約を解約します。

- ・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
- ・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
- ・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
- ・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合

■ 電気の使用方法

- ・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

■ 信用情報共有

- ・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

重要事項説明書〔関東エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

- 現契約の解約に伴う不利益事項
 - ・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
 - また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。
 - 電子交付
 - ・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
 - ・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。
 - 電気料金の改定について
 - ・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。
 - 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について
 - ・当社がお客様に供給する電気は、一般送配電事業者の配電線を使用した「託送供給等」によります。各一般送配電事業者の定める「託送供給等約款」は、各社のホームページよりご覧になれます。
 - （検索される場合は、各社のホームページの「個人のお客さま」で、「託送供給等約款」で検索してください。）
- ※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。
なお、受付時間等を十分ご確認くださいませようお願いいたします。

【小売電気事業者】
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社（登録番号A0016）
【取次事業者】
株式会社ミツウロコヴェッセル
【ミツウロコでんきコールセンター】
TEL: 0800-300-0326
受付時間: 9 00～17:00（日・祝日・年末年始を除く）
<https://mitsuurokodenki.jp/>

代理店（媒介者）

重要事項説明書〔中部エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

- 契約の成立および契約期間・更新について

・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。

・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。

・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。
- 申し込み方法

・申込書、またはインターネットよりお申込みいただけます。
- 需給開始年月日

・需給開始年月日は2016年4月1日以降の標準処理期間(切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間)満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。
- 電気料金

・契約電流10A～60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、若しくはこれらの組合せが50kW未満のお客さまを対象とします。

・周波数: いずれも60Hz
- * 記号の説明

A: アンペア

V: ボルト

kVA: キロボルトアンペア

kW: キロワット

kWh: キロワット時

Hz: ヘルツ

〔従量電灯B〕

基本料金 単 価	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)	
	10A	321円14銭	40A	1,284円56銭	
	15A	481円71銭	50A	1,605円70銭	
	20A	642円28銭	60A	1,926円84銭	
	30A	963円42銭			
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで		1kWh	23円26銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで		1kWh	23円56銭
	第3段階	300kWh超過分		1kWh	26円15銭

〔シングル応援プラン 従量電灯B〕

基本料金 単 価	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)	
	10A	321円14銭	40A	1,284円56銭	
	15A	481円71銭	50A	1,605円70銭	
	20A	642円28銭	60A	1,926円84銭	
	30A	963円42銭			
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで		1kWh	21円20銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで		1kWh	25円31銭
	第3段階	300kWh超過分		1kWh	27円08銭

〔従量電灯C〕

基本料金 単価	1kVAあたり		321円14銭	
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	23円26銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	23円56銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	26円15銭

〔シングル応援プラン 従量電灯C〕

基本料金 単価	1kVAあたり		321円14銭	
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	21円20銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	25円31銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	27円08銭

〔低圧電力〕

基本料金 単価	1kWあたり	1,143円94銭	
電力量 料金単価	夏季	1kWh	16円84銭
	その他季	1kWh	15円29銭

〔とくとくナイトプラン〕

基本料金 単価	10kVAまで		1,838円44銭	
	上記を超える1kVAあたり		321円14銭	
電力量 料金単価	デイ	平日午前10時～午後5時	1kWh	37円63銭
	ホーム	午前8時～午後10時 (ただしデイ除く)	1kWh	27円75銭
	ナイト	午後10時～翌午前8時	1kWh	16円52銭

〔EVスマートプラン〕

基本料金 単価	1kVAあたり 又は 10Aあたり			500円00銭
電力量 料金単価	デイ①	午前9時～午前11時	1kWh	16円80銭
	充電タイム	午前11時～午後1時	1kWh	11円00銭
	デイ②	午後1時～午後3時	1kWh	16円80銭
	ベース①	午後3時～午後4時	1kWh	22円55銭
	ピーク	午後4時～午後9時	1kWh	25円70銭
	ベース②	午後9時～翌午前9時	1kWh	22円55銭

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

重要事項説明書〔中部エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

〔まるまる再エネ〕(メニューH)

基本料金 単価	1kVAあたり 又は 10Aあたり			321円14銭
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	24円69銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	24円99銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	27円58銭

〔まるまる脱炭素〕(メニューF)

基本料金 単価	1kVAあたり 又は 10Aあたり			321円14銭
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	24円36銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	24円66銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	27円25銭

〔まるまる再エネ低圧電力〕(メニューH)

基本料金 単 価	1kWあたり		1,143円94銭
電力量 料金単価	夏 季	1kWh	18円27銭
	その他季	1kWh	16円72銭

〔まるまる脱炭素低圧電力〕(メニューF)

基本料金 単 価	1kWあたり		1,143円94銭
電力量 料金単価	夏 季	1kWh	17円94銭
	その他季	1kWh	16円39銭

※〔EVグリーンプラン〕〔まるまる再エネ〕〔まるまる脱炭素〕は非化石証書を用いた環境配慮型電力メニューとなります。
二酸化炭素排出係数は、当社HPまたは環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 電気事業者別排出係数一覧」をご参照下さい。

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等

- ・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
- ・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 違約金

- ・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法

- ・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。
- ・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。
- ・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。

■ 料金の支払い方法

- ・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
- ・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力

送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
- ・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
- ・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
- ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること

■ 契約の変更・解約

- ・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
- ・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
- ・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
- ・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 当社からの申し出による解約

当社は、以下の場合本契約を解約します。

- ・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
- ・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
- ・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
- ・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合

■ 電気の使用方法

- ・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

■ 信用情報共有

- ・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

重要事項説明書〔中部エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 現契約の解約に伴う不利益事項

- ・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
- また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 電子交付

- ・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
- ・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。

■ 電気料金の改定について

- ・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。

■ 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について

- ・当社がお客様に供給する電気は、一般送配電事業者の配電線を使用した「託送供給等」によります。各一般送配電事業者の定める「託送供給等約款」は、各社のホームページよりご覧になれます。
(検索される場合は、各社のホームページの「個人のお客さま」で、「託送供給等約款」で検索してください。)

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。
なお、受付時間等を十分ご確認くださいませようお願いいたします。

【小売電気事業者】
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社(登録番号A0016)
【取次事業者】
株式会社ミツウロコヴェッセル
【ミツウロコでんきコールセンター】
TEL:0800-300-0326
受付時間:9 00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)
<https://mitsuurokodenki.jp/>

代理店(媒介者)

重要事項説明書〔北陸エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

- 契約の成立および契約期間・更新について

・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。

・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。

・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。
- 申し込み方法

・申込書、またはインターネットよりお申込みいただけます。
- 需給開始年月日

・需給開始年月日は2016年4月1日以降の標準処理期間(切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間)満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。
- 電気料金

・契約電流10A～60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、若しくはこれらの組合せが50kW未満のお客さまを対象とします。

・周波数: いずれも50Hz

* 記号の説明
A : アンペア
V : ボルト
kVA : キロボルトアンペア
kW : キロワット
kWh : キロワット時
Hz : ヘルツ

〔従量電灯B〕

基本料金 単 価	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)	
	10A	302円50銭	40A	1,210円00銭	
	15A	453円75銭	50A	1,512円50銭	
	20A	605円00銭	60A	1,815円00銭	
	30A	907円50銭			
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで		1kWh	31円88銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで		1kWh	33円39銭
	第3段階	300kWh超過分		1kWh	34円39銭

〔シングル応援プラン 従量電灯B〕

基本料金 単 価	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)	
	10A	302円50銭	40A	1,210円00銭	
	15A	453円75銭	50A	1,512円50銭	
	20A	605円00銭	60A	1,815円00銭	
	30A	907円50銭			
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで		1kWh	30円86銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで		1kWh	34円41銭
	第3段階	300kWh超過分		1kWh	35円16銭

〔従量電灯C〕

基本料金 単価	1kVAあたり		302円50銭	
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	31円88銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	33円39銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	34円39銭

〔シングル応援プラン 従量電灯C〕

基本料金 単価	1kVAあたり		302円50銭	
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	30円86銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	34円41銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	35円16銭

〔低圧電力〕

基本料金 単価	1kWあたり		1,226円50銭	
電力量 料金単価	夏季	1kWh	26円12銭	
	その他季	1kWh	25円06銭	

〔とくとくナイトプラン〕

基本料金 単価	10kVAまで		1kWh	2,255円00銭
	上記をこえる1kVAあたり		1kWh	302円50銭
電力量 料金単価	デイ (夏季)	午前8時～午後8時	1kWh	38円67銭
	デイ (その他季)	午前8時～午後8時	1kWh	38円67銭
	ホリデー (通年休日)	午前8時～午後8時	1kWh	32円79銭
	ナイト	上記以外	1kWh	26円98銭

〔EVスマトプラン〕

基本料金 単価	1kVAあたり 又は 10Aあたり			490円00銭
電力量 料金単価	デイ①	午前9時～午前11時	1kWh	24円90銭
	充電タイム	午前11時～午後1時	1kWh	12円45銭
	デイ②	午後1時～午後3時	1kWh	24円90銭
	ベース①	午後3時～午後4時	1kWh	32円90銭
	ピーク	午後4時～午後9時	1kWh	34円15銭
	ベース②	午後9時～翌午前9時	1kWh	32円90銭

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

重要事項説明書〔北陸エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

〔まるまる再エネ〕(メニューH)

基本料金 単価	1kVAあたり 又は 10Aあたり			302円50銭
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	33円31銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	34円82銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	35円82銭

〔まるまる脱炭素〕(メニューF)

基本料金 単価	1kVAあたり 又は 10Aあたり			302円50銭
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	32円98銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	34円49銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	35円49銭

〔まるまる再エネ低圧電力〕(メニューH)

基本料金 単 価	1kWあたり		1,226円50銭
電力量 料金単価	夏 季	1kWh	27円55銭
	その他季	1kWh	26円49銭

〔まるまる脱炭素低圧電力〕(メニューF)

基本料金 単 価	1kWあたり		1,226円50銭
電力量 料金単価	夏 季	1kWh	27円22銭
	その他季	1kWh	26円16銭

※〔EVグリーンプラン〕〔まるまる再エネ〕〔まるまる脱炭素〕は非化石証書を用いた環境配慮型電力メニューとなります。
二酸化炭素排出係数は、当社HPまたは環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 電気事業者別排出係数一覧」をご参照下さい。

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等

- ・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
- ・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 違約金

- ・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法

- ・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。
- ・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。
- ・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。

■ 料金の支払い方法

- ・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
- ・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力

送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
- ・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
- ・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
- ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること

■ 契約の変更・解約

- ・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
- ・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
- ・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
- ・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 当社からの申し出による解約

当社は、以下の場合本契約を解約します。

- ・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
- ・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
- ・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
- ・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合

■ 電気の使用方法

- ・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

■ 信用情報共有

- ・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

重要事項説明書〔北陸エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 現契約の解約に伴う不利益事項

- ・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
- また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 電子交付

- ・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
- ・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。

■ 電気料金の改定について

- ・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。

■ 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について

- ・当社がお客様に供給する電気は、一般送配電事業者の配電線を使用した「託送供給等」によります。各一般送配電事業者の定める「託送供給等約款」は、各社のホームページよりご覧になれます。
- (検索される場合は、各社のホームページの「個人のお客さま」で、「託送供給等約款」で検索してください。)

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。
なお、受付時間等を十分ご確認くださいませようお願いいたします。

【小売電気事業者】
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社(登録番号A0016)
【取次事業者】
株式会社ミツウロコヴェッセル
【ミツウロコでんきコールセンター】
TEL:0800-300-0326
受付時間:9 00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)
<https://mitsuurokodenki.jp/>

代理店(媒介者)

重要事項説明書〔関西エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

- 契約の成立および契約期間・更新について
- ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。

・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。

・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。
- 申し込み方法
- ・申込書、またはインターネットよりお申込みいただけます。
- 需給開始年月日
- ・需給開始年月日は2017年8月1日以降の標準処理期間(切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間)満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。
- 電気料金
- ・契約電流10A～60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、若しくはこれらの組合せが50kW未満のお客さまを対象とします。

・周波数: いずれも60Hz

* 記号の説明
A : アンペア
V : ボルト
kVA : キロボルトアンペア
kW : キロワット
kWh : キロワット時
Hz : ヘルツ

〔従量電灯A〕

最低料金	最初の15kWhまで			515円29銭
電力量 料金単価	第1段階	15kWhを超え120kWhまで	1kWh	22円06銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	24円23銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	25円61銭

〔従量電灯B〕

基本料金 単価	1kVAあたり			447円21銭
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	17円62銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	20円96銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	21円34銭

〔低圧電力〕

基本料金 単価	1kWあたり			1,076円07銭
電力量 料金単価	夏季		1kWh	14円35銭
	その他季		1kWh	12円86銭

〔EVスマートプラン〕

基本料金 単価	1kVAあたり 又は 10Aあたり			580円00銭
電力量 料金単価	デイ①	午前9時～午前11時	1kWh	13円00銭
	充電タイム	午前11時～午後1時	1kWh	9円00銭
	デイ②	午後1時～午後3時	1kWh	13円00銭
	ベース①	午後3時～午後4時	1kWh	19円25銭
	ピーク	午後4時～午後9時	1kWh	21円30銭
	ベース②	午後9時～翌午前9時	1kWh	19円25銭

〔シングル応援プラン 従量電灯A〕

最低料金	最初の15kWhまで			522円58銭
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	20円21銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	25円32銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	27円82銭

〔とくとくナイトプラン〕

基本料金 単価	最初の10kVAまで			1,419円40銭
電力量 料金単価	10kVAを超える1kVAあたり			416円94銭
	デイ	午前7時～午後11時	最初の90kWhまで	1kWh 21円13銭
			91～230kWhまで	1kWh 26円71銭
	ナイト	230kWh超過分		1kWh 29円82銭
		午後11時～翌午前7時		1kWh 15円37銭

※とくとくナイトプランは2022年1月1日以降新規加入を停止しました。
ただし、2021年12月31日時点で、当該ご契約メニューにご加入いただいているお客様につきましては、2022年1月1日以降も引き続き適用いたします。

〔とくとくナイトプラン2〕

基本料金 単価	最初の10kVAまで			2,409円40銭
電力量 料金単価	10kVAを超える1kVAあたり			416円94銭
	デイ	平日午前10時～午後5時	夏季	1kWh 28円00銭
			その他季	1kWh 25円45銭
	リビング	平日午前7時～10時、午後5時～11時 休日扱い日午前7時～午後11時		1kWh 22円11銭
	ナイト	午後11時～翌午前7時		1kWh 15円37銭

※休日扱い日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

重要事項説明書〔関西エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

〔まるまる再エネA〕(メニューH)

最低料金	最初の15kWhまで				515円29銭
電力量 料金単価	第1段階	15kWhを超え120kWhまで	1kWh	23円49銭	
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	25円66銭	
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	27円04銭	

〔まるまる再エネB〕(メニューH)

最低料金	1kVAあたり				447円21銭
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	19円05銭	
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	22円39銭	
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	22円77銭	

〔まるまる脱炭素A〕(メニューF)

最低料金	最初の15kWhまで				515円29銭
電力量 料金単価	第1段階	15kWhを超え120kWhまで	1kWh	23円16銭	
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	25円33銭	
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	26円71銭	

〔まるまる脱炭素B〕(メニューF)

最低料金	1kVAあたり				447円21銭
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	18円72銭	
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	22円06銭	
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	22円44銭	

〔まるまる再エネ低圧電力〕(メニューH)

基本料金 単 価	1kWあたり			1,076円07銭
電力量 料金単価	夏 季	1kWh	15円78銭	
	その他季	1kWh	14円29銭	

〔まるまる脱炭素低圧電力〕(メニューF)

基本料金 単 価	1kWあたり			1,076円07銭
電力量 料金単価	夏 季	1kWh	15円45銭	
	その他季	1kWh	13円96銭	

※〔EVグリーンプラン〕〔まるまる再エネ〕〔まるまる脱炭素〕は非化石証書を用いた環境配慮型電力メニューとなります。

二酸化炭素排出係数は、当社HPまたは環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 電気事業者別排出係数一覧」をご参照下さい。

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等

- ・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
- ・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 違約金

- ・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法

- ・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。
- ・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。
- ・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。

■ 料金の支払い方法

- ・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
- ・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力

送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
- ・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
- ・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
- ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること

■ 契約の変更・解約

- ・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
- ・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
- ・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
- ・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 当社からの申し出による解約

当社は、以下の場合本契約を解約します。

- ・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
- ・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
- ・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
- ・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合

重要事項説明書〔関西エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 電気の使用方法

・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

■ 信用情報共有

・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

■ 現契約の解約に伴う不利益事項

・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 電子交付

・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。

■ 電気料金の改定について

・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。

■ 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について

・当社がお客様に供給する電気は、一般送配電事業者の配電線を使用した「託送供給等」によります。各一般送配電事業者の定める「託送供給等約款」は、各社のホームページよりご覧になれます。
(検索される場合は、各社のホームページの「個人のお客さま」で、「託送供給等約款」で検索してください。)

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。
なお、受付時間等を十分ご確認くださいませよう願いたします。

【小売電気事業者】
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社(登録番号A0016)
【取次事業者】
株式会社ミツウロコヴェッセル
【ミツウロコでんきコールセンター】
TEL:0800-300-0326
受付時間:9 00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)
<https://mitsuurokodenki.jp/>

代理店(媒介者)

重要事項説明書〔中国エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

- 契約の成立および契約期間・更新について
- ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
 - ・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
 - ・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。
- 申し込み方法
- ・申込書、またはインターネットよりお申込みいただけます。
- 需給開始年月日
- ・需給開始年月日は2017年6月1日以降の標準処理期間(切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間)満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。
- 電気料金
- ・契約電流10A～60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、若しくはこれらの組合せが50kW未満のお客さまを対象とします。
 - ・周波数: いずれも60Hz

* 記号の説明
A : アンペア
V : ボルト
kVA : キロボルトアンペア
kW : キロワット
kWh : キロワット時
Hz : ヘルツ

〔従量電灯A〕

最低料金	最初の15kWhまで			669円92銭
電力量 料金単価	第1段階	15kWhを超え120kWhまで	1kWh	34円80銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	36円57銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	38円23銭

〔従量電灯B〕

基本料金 単価	1kVAあたり			447円97銭
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	30円06銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	34円77銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	36円05銭

〔低圧電力〕

基本料金 単価	1kWあたり			1,163円92銭
電力量 料金単価	夏季		1kWh	26円80銭
	その他季		1kWh	25円51銭

〔シングル応援プラン 従量電灯A〕

最低料金	最初の15kWhまで			669円92銭
電力量 料金単価	第1段階	15kWhを超え120kWhまで	1kWh	32円75銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	39円05銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	39円92銭

〔とくとくナイトプラン〕

基本料金 単価	最初の10kWまで		2,018円72銭	
	10kWを超える1kWあたり		480円37銭	
電力量 料金単価	デイ (夏季7月～9月)	平日午前9時～午後9時	1kWh	45円06銭
	デイ (その他季10月～翌6月)	平日午前9時～午後9時	1kWh	43円07銭
	ナイト	平日午前0時～午前9時	1kWh	30円35銭
		平日午後9時～午前0時	1kWh	30円35銭
	ホリデー		土曜、日曜、祝日	
			1kWh	30円35銭

〔EVスマートプラン〕

基本料金 単価	1kVAあたり 又は 10Aあたり			580円00銭
電力量 料金単価	デイ①	午前9時～午前11時	1kWh	29円00銭
	充電タイム	午前11時～午後1時	1kWh	14円50銭
	デイ②	午後1時～午後3時	1kWh	29円00銭
	ベース①	午後3時～午後4時	1kWh	34円25銭
	ピーク	午後4時～午後9時	1kWh	36円30銭
	ベース②	午後9時～翌午前9時	1kWh	34円25銭

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

重要事項説明書〔中国エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

〔まるまる再エネA〕(メニューH)

最低料金	最初の15kWhまで			669円92銭
電力量 料金単価	第1段階	15kWhを超え120kWhまで	1kWh	36円23銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	38円00銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	39円66銭

〔まるまる再エネB〕(メニューH)

最低料金	1kVAあたり			447円97銭
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	31円49銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	36円20銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	37円48銭

〔まるまる脱炭素A〕(メニューF)

最低料金	最初の15kWhまで			669円92銭
電力量 料金単価	第1段階	15kWhを超え120kWhまで	1kWh	35円90銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	37円67銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	39円33銭

〔まるまる脱炭素B〕(メニューF)

最低料金	1kVAあたり			447円97銭
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	31円16銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	35円87銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	37円15銭

〔まるまる再エネ低圧電力〕(メニューH)

基本料金 単 価	1kWあたり		1,163円92銭
電力量 料金単価	夏 季	1kWh	28円23銭
	その他季	1kWh	26円94銭

〔まるまる脱炭素低圧電力〕(メニューF)

基本料金 単 価	1kWあたり		1,163円92銭
電力量 料金単価	夏 季	1kWh	27円90銭
	その他季	1kWh	26円61銭

※〔EVグリーンプラン〕〔まるまる再エネ〕〔まるまる脱炭素〕は非化石証書を用いた環境配慮型電力メニューとなります。
二酸化炭素排出係数は、当社HPまたは環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 電気事業者別排出係数一覧」をご参照下さい。

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等

- ・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
- ・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 違約金

- ・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法

- ・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。
- ・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。
- ・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。

■ 料金の支払い方法

- ・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
- ・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力

送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
- ・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
- ・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
- ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること

■ 契約の変更・解約

- ・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
- ・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
- ・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
- ・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

重要事項説明書〔中国エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 当社からの申し出による解約

当社は、以下の場合本契約を解約します。

- ・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
- ・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
- ・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
- ・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合

■ 電気の使用方法

- ・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

■ 信用情報共有

- ・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

■ 現契約の解約に伴う不利益事項

- ・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 電子交付

- ・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
- ・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。

■ 電気料金の改定について

- ・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。

■ 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について

- ・当社がお客様に供給する電気は、一般送配電事業者の配電線を使用した「託送供給等」によります。各一般送配電事業者の定める「託送供給等約款」は、各社のホームページよりご覧になれます。
(検索される場合は、各社のホームページの「個人のお客さま」で、「託送供給等約款」で検索してください。)

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。

なお、受付時間等を十分ご確認くださいませよう願いたします。

【小売電気事業者】

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社(登録番号A0016)

【取次事業者】

株式会社ミツウロコヴェッセル

【ミツウロコでんきコールセンター】

TEL:0800-300-0326

受付時間:9 00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)

<https://mitsuurokodenki.jp/>

代理店(媒介者)

重要事項説明書〔四国エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

- 契約の成立および契約期間・更新について
- ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。

・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。

・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。
- 申し込み方法
- ・申込書、またはインターネットよりお申込みいただけます。
- 需給開始年月日
- ・需給開始年月日は2017年6月1日以降の標準処理期間(切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間)満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。
- 電気料金
- ・契約電流10A～60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、若しくはこれらの組合せが50kW未満のお客さまを対象とします。

・周波数: いずれも60Hz

* 記号の説明
A : アンペア
V : ボルト
kVA : キロボルトアンペア
kW : キロワット
kWh : キロワット時
Hz : ヘルツ

〔従量電灯A〕

最低料金	最初の11kWhまで				666円89銭
電力量 料金単価	第1段階	11kWhを超え120kWhまで	1kWh	33円16銭	
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	35円72銭	
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	37円39銭	

〔シングル応援プラン 従量電灯A〕

最低料金	最初の11kWhまで				666円89銭
電力量 料金単価	第1段階	11kWhを超え120kWhまで	1kWh	30円65銭	
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	37円07銭	
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	39円57銭	

〔従量電灯B〕

基本料金 単価	1kVAあたり				397円10銭
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	27円72銭	
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	32円58銭	
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	33円89銭	

〔とくとくナイトプラン〕

基本料金 単価	最初の10kWまで				1,551円00銭
	10kWを超える1kWあたり				470円56銭
電力量 料金単価	デイ	平日午前9時～午後11時	1kWh	45円31銭	
	ナイト	平日午後11時～翌午前9時	1kWh	31円99銭	
	ホリデー	休日午前0時～午後12時	1kWh	31円99銭	

〔低圧電力〕

基本料金 単価	1kWあたり				1,124円52銭
電力量 料金単価	夏季	1kWh	25円97銭		
	その他季	1kWh	24円53銭		

〔EVスマートプラン〕

基本料金 単価	1kVAあたり 又は 10Aあたり				570円00銭
電力量 料金単価	デイ①	午前9時～午前11時	1kWh	23円96銭	
	充電タイム	午前11時～午後1時	1kWh	11円98銭	
	デイ②	午後1時～午後3時	1kWh	23円96銭	
	ベース①	午後3時～午後4時	1kWh	31円94銭	
	ピーク	午後4時～午後9時	1kWh	33円00銭	
	ベース②	午後9時～翌午前9時	1kWh	31円94銭	

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

重要事項説明書〔四国エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

〔まるまる再エネA〕(メニューH)

最低料金	最初の11kWhまで			666円89銭
電力量 料金単価	第1段階	11kWhを超え120kWhまで	1kWh	34円59銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	37円15銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	38円82銭

〔まるまる再エネB〕(メニューH)

最低料金	1kVAあたり			397円10銭
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	29円15銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	34円01銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	35円32銭

〔まるまる脱炭素A〕(メニューF)

最低料金	最初の11kWhまで			666円89銭
電力量 料金単価	第1段階	11kWhを超え120kWhまで	1kWh	34円26銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	36円82銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	38円49銭

〔まるまる脱炭素B〕(メニューF)

最低料金	1kVAあたり			397円10銭
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	28円82銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	33円68銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	34円99銭

〔まるまる再エネ低圧電力〕(メニューH)

基本料金 単 価	1kWあたり		1,124円52銭
電力量 料金単価	夏 季	1kWh	27円40銭
	その他季	1kWh	25円96銭

〔まるまる脱炭素低圧電力〕(メニューF)

基本料金 単 価	1kWあたり		1,124円52銭
電力量 料金単価	夏 季	1kWh	27円07銭
	その他季	1kWh	25円63銭

※〔EVグリーンプラン〕〔まるまる再エネ〕〔まるまる脱炭素〕は非化石証書を用いた環境配慮型電力メニューとなります。
二酸化炭素排出係数は、当社HPまたは環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 電気事業者別排出係数一覧」をご参照下さい。

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等

- ・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
- ・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 違約金

- ・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法

- ・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。
- ・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。
- ・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。

■ 料金の支払い方法

- ・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
- ・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力

送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
- ・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
- ・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
- ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること

重要事項説明書〔四国エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 契約の変更・解約

- ・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
- ・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
- ・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
- ・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 当社からの申し出による解約

当社は、以下の場合本契約を解約します。

- ・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
- ・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
- ・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
- ・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合

■ 電気の使用方法

- ・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

■ 信用情報共有

- ・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

■ 現契約の解約に伴う不利益事項

- ・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 電子交付

- ・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
- ・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。

■ 電気料金の改定について

- ・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。

■ 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について

- ・当社がお客様に供給する電気は、一般送配電事業者の配電線を使用した「託送供給等」によります。各一般送配電事業者の定める「託送供給等約款」は、各社のホームページよりご覧になれます。
(検索される場合は、各社のホームページの「個人のお客さま」で、「託送供給等約款」で検索してください。)

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。
なお、受付時間等を十分ご確認くださいませようお願いいたします。

【小売電気事業者】
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社(登録番号A0016)
【取次事業者】
株式会社ミツウロコヴェッセル
【ミツウロコでんきコールセンター】
TEL:0800-300-0326
受付時間:9 00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)
<https://mitsuurokodenki.jp/>

代理店(媒介者)

重要事項説明書〔九州エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

- 契約の成立および契約期間・更新について
- ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。

・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。

・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。
- 申し込み方法
- ・申込書、またはインターネットよりお申込みいただけます。
- 需給開始年月日
- ・需給開始年月日は2016年4月1日以降の標準処理期間(切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間)満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。
- 電気料金
- ・契約電流10A～60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、若しくはこれらの組合せが50kW未満のお客さまを対象とします。

・周波数: いずれも60Hz

* 記号の説明
A : アンペア
V : ボルト
kVA : キロボルトアンペア
kW : キロワット
kWh : キロワット時
Hz : ヘルツ

〔従量電灯B〕

基本料金 単 価	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
	10A	316円24銭	40A	1,264円96銭
	15A	474円36銭	50A	1,581円20銭
	20A	632円48銭	60A	1,897円44銭
	30A	948円72銭		
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	20円39銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	20円52銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	24円24銭

〔シングル応援プラン 従量電灯B〕

基本料金 単 価	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
	10A	316円24銭	40A	1,264円96銭
	15A	474円36銭	50A	1,581円20銭
	20A	632円48銭	60A	1,897円44銭
	30A	948円72銭		
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	18円36銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	23円61銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	25円55銭

〔従量電灯C〕

基本料金 単価	1kVAあたり		316円24銭	
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	20円39銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	20円52銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	24円24銭

〔シングル応援プラン 従量電灯C〕

基本料金 単価	1kVAあたり		316円24銭	
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	18円36銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	23円61銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	25円55銭

〔低圧電力〕

基本料金 単価	1kWあたり		972円07銭	
電力量 料金単価	夏季		1kWh	17円38銭
	その他季		1kWh	15円70銭

〔とくとくナイトプラン〕

基本料金 単価	10kWまで		1,888円80銭	
	11kW～15kWまで		4,758円20銭	
	上記を超える1kWあたり		573円88銭	
電力量 単価	平日デイ	真冬(午前8時～午後10時)	1kWh	26円82銭
	平日デイ	春秋(午前8時～午後10時)	1kWh	24円02銭
	休日デイ	夏冬(午前8時～午後10時)	1kWh	21円37銭
	休日デイ	春秋(午前8時～午後10時)	1kWh	18円08銭
	ナイト	上記以外	1kWh	14円59銭

〔EVスマトクプラン〕

基本料金 単価	1kVAあたり 又は 10Aあたり			520円00銭
電力量 料金単価	デイ①	午前9時～午前11時	1kWh	14円00銭
	充電タイム	午前11時～午後1時	1kWh	11円00銭
	デイ②	午後1時～午後3時	1kWh	14円00銭
	ベース①	午後3時～午後4時	1kWh	19円00銭
	ピーク	午後4時～午後9時	1kWh	24円00銭
	ベース②	午後9時～翌午前9時	1kWh	19円00銭

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

重要事項説明書〔九州エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

〔まるまる再エネ〕(メニューH)

基本料金 単価	1kVAあたり 又は 10Aあたり			316円24銭
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	21円82銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	21円95銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	25円67銭

〔まるまる脱炭素〕(メニューF)

基本料金 単価	1kVAあたり 又は 10Aあたり			316円24銭
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	21円49銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	21円62銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	25円34銭

〔まるまる再エネ低圧電力〕(メニューH)

基本料金 単 価	1kWあたり		972円07銭
電力量 料金単価	夏 季	1kWh	18円81銭
	その他季	1kWh	17円13銭

〔まるまる脱炭素低圧電力〕(メニューF)

基本料金 単 価	1kWあたり		972円07銭
電力量 料金単価	夏 季	1kWh	18円48銭
	その他季	1kWh	16円80銭

※〔EVグリーンプラン〕〔まるまる再エネ〕〔まるまる脱炭素〕は非化石証書を用いた環境配慮型電力メニューとなります。
二酸化炭素排出係数は、当社HPまたは環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 電気事業者別排出係数一覧」をご参照下さい。

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等

- ・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
- ・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 違約金

- ・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法

- ・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。
- ・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。
- ・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。

■ 料金の支払い方法

- ・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
- ・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力

送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
- ・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
- ・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
- ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること

■ 契約の変更・解約

- ・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
- ・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
- ・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
- ・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 当社からの申し出による解約

当社は、以下の場合本契約を解約します。

- ・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
- ・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
- ・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
- ・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合

重要事項説明書〔九州エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 電気の使用方法

- ・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

■ 信用情報共有

- ・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

■ 現契約の解約に伴う不利益事項

- ・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 電子交付

- ・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。

■ 電気料金の改定について

- ・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。

■ 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について

- ・当社がお客様に供給する電気は、一般送配電事業者の配電線を使用した「託送供給等」によります。各一般送配電事業者の定める「託送供給等約款」は、各社のホームページよりご覧になれます。
(検索される場合は、各社のホームページの「個人のお客さま」で、「託送供給等約款」で検索してください。)

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。
なお、受付時間等を十分ご確認くださいませようお願いいたします。

【小売電気事業者】

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社(登録番号A0016)

【取次事業者】

株式会社ミツウロコヴェッセル

【ミツウロコでんきコールセンター】

TEL:0800-300-0326

受付時間:9 00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)

<https://mitsuurokodenki.jp/>

代理店(媒介者)